

基発第0419001号

平成19年4月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「労災診療費算定基準について」の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改定平成18年3月31日付け基発第0331014号）をもって取り扱ってきたところであるが、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による「診療報酬の算定方法」（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）の一部改正（平成19年3月30日厚生労働省告示第95号）が行われたこと等に伴い、今般、「労災診療費算定基準について」の一部を下記のとおり改め、平成19年4月1日以降の診療に係るものから適用することとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

記の1（22）に、後段として次のように加える。

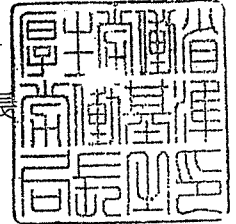
なお、健保点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」の注2、「脳血管疾患等リハビリテーション料」の注2、「運動器リハビリテーション料」の注2及び「呼吸器リハビリテーション料」の注2並びに「心大血管疾患リハビリテーション医学管理料」、「脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料」、「運動器リハビリテーション医学管理料」及び「呼吸器リハビリテーション医学管理料」については、適用しないものとする。



基発第0419002号  
平成19年4月19日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「労災診療費算定基準について」の一部改定について

標記について、別紙のとおり都道府県労働局長あて通達いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

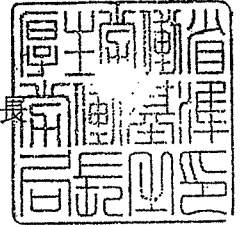


基発第0419003号

平成19年4月19日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



「労災診療費算定基準について」の一部改定について

標記について、別紙のとおり都道府県労働局長あて通達したので、貴機構におかれても、傘下の各労災病院に対する当該算定基準の周知・徹底及び適正な診療費の請求に努められるようお願いする。

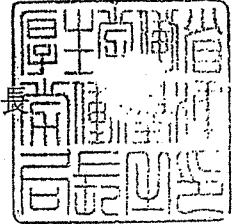


基発第0419004号

平成19年4月19日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



「労災診療費算定基準について」の一部改定について

標記について、別紙のとおり都道府県労働局長あて通達したので、貴財団地方事務所に対する当該算定基準の周知・徹底及び労災診療費の点検等に遺漏のないようお願いする。



基発第0419001号

平成19年4月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「労災診療費算定基準について」の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」（最終改定平成18年3月31日付け基発第0331014号）をもって取り扱ってきたところであるが、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による「診療報酬の算定方法」（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）の一部改正（平成19年3月30日厚生労働省告示第95号）が行われたこと等に伴い、今般、「労災診療費算定基準について」の一部を下記のとおり改め、平成19年4月1日以降の診療に係るものから適用することとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

記の1（22）に、後段として次のように加える。

なお、健保点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」の注2、「脳血管疾患等リハビリテーション料」の注2、「運動器リハビリテーション料」の注2及び「呼吸器リハビリテーション料」の注2並びに「心大血管疾患リハビリテーション医学管理料」、「脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料」、「運動器リハビリテーション医学管理料」及び「呼吸器リハビリテーション医学管理料」については、適用しないものとする。